公益財団法人人材育成ゆふいん財団　監査報告書

平成２６年5月26日

公益財団法人人材育成ゆふいん財団
代表理事　溝口薫平　　殿

監事：太田正美　印
監事：中谷次郎　印

私たち監事は、当財団の平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日までの平成２５年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

１　監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、監査に関する協議を行い、また平成26年4月25日に事業所への往査を実施して業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該年度に係る事業報告及び附属明細書について、検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該年度に係る計算関係書類並びに財産目録等について検討しました。

２　監査意見

（１）事業報告等の監査結果（業務監査：中谷次郎）

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に伴い、当財団の状況を正しく示しているものと認めます。

②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③事業報告に記載している内部統制システム整備に関する理事会決議及びその体制下の理事の職務の執行は、相当であると認めます。

（２）計算関係書類並びに財産目録等の監査結果（会計監査：太田正美）

計算関係書類並びに財産目録等は、当財団の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

ただし、業務監査・会計監査を踏まえて、以下の検討・改善を求めました。

①出金規程等を定め、理事会に諮ること。月締めで現金等の往査を行うようにすること。

②業務執行の期間、理事会開催頻度について理事会で検討を行い、現状に適した対応を行うこと。

③理事長等の会計責任者を明確にし、伺い書や稟議書を整備し、その内容を理事会に諮ること。

④緊急雇用事業の未収金となる２５年度委託金については理事会開催までに確認する。

以上